

「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 企業間の連携

取引先一社一社をよく知り、その成長ステージに応じた本業支援・各種コンサルティングに努めます。

b. IT 実装支援

デジタル化などのイノベーションを、取引先の成長に繋げていくため、先端企業や教育・研究機関との連携をサポートするほか、キャッシュレスなど、皆さまの暮らしや事業に役立つ社会基盤構築に取り組んでいます。

c. 専門人材マッチング

経営の高度化や技術力アップに結び付く人材のマッチングを支援します。

d. グリーン化の取り組み

当行の事業活動においてグリーン購入や排出量削減に向けた、営業店への省エネ設備導入や営業用車両のEV化への取り組みを進めていくとともに、取引先に対する脱炭素支援を通じて、地域の脱炭素化に取り組んでいます。

e. 健康経営に関する取り組み

健康経営への取り組みについて、取引先に対し、健康経営優良法人認証または自治体等による健康経営表彰制度取得の推奨・支援・把握をしています。また、取引先を交えた勉強会・セミナー等を開催し、意見交換及び知識・ノウハウの提供に取り組んでいます。

f. BCP／事業継続

いかなる緊急事態が発生した場合においても、地域金融機関としての社会的、公共的役割を十分自覚し、誠意ある対応に努めるとともに、金融機関という社会インフラを担うものとして、顧客、地域社会及び金融システムに対する影響を最小限に止めるよう、可能な限り業務の維持・継続に取り組んでいます。

また、BCP作成支援を通じ、取引先の災害時等に巻き込まれた際の事業継続計画・早期回復を可能にするための準備をサポートしています。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先

とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他

当行では創業以来変わらぬ「地域共存」「顧客尊重」という経営理念のもと、取引先をはじめとしたステークホルダーの皆さまとの公正・対等なパートナーシップを通じ、地域経済・社会の更なる活性化に向け取り組んでまいります。

また、「武蔵野銀行SDGs宣言」及び「サステナビリティ基本方針」等のもと、SDGsの17番目のゴールである「パートナーシップで目標を達成しよう」を重点領域と位置づけ、今後も引き続き、すべてのステークホルダーとの絆を大切にしながら、持続可能な成長を目指してまいります。

2020年10月5日

(2026年2月12日更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社武蔵野銀行

頭取 長堀 和正